

電子的診療情報連携体制整備加算について のお知らせ

当院は、厚生労働省の定める施設基準に基づき、『電子的診療情報連携体制整備加算 3』を算定しております。

当院では、医療 DX を通じて質の高い医療を提供するため、厚生労働省の施設基準に基づき以下の体制を整備しております。

1. オンライン請求を実施しています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. オンライン資格確認等システムを通じて取得した診療情報を、診察室において医師等が閲覧・活用できる体制を整えています。
4. マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の促進に取り組んでおり、院内掲示や声かけを行っています。
5. 医療 DX 推進の体制に関する事項および、質の高い診療を実施するために必要な情報の取得・活用について、院内の見やすい場所および当院ウェブサイトに掲示しています。
6. マイナポータルの医療情報等を活用し、患者さまからの健康管理に関する相談に応じています。

・明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明性向上および患者さまへの情報提供を推進する観点から、領収証発行の際に診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で自己負担のない方につきましても、同様に明細書を無料で発行いたします。

明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にてお申し出ください。

・オンライン資格確認について

当院では、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認に対応しております。患者さまの同意をいただいたうえで、診療に必要な薬剤情報や特定健診情報等を確認し、より適切な診療に活用いたします。

あおなみ小本アイクリニック
院長 青山 裕美子